

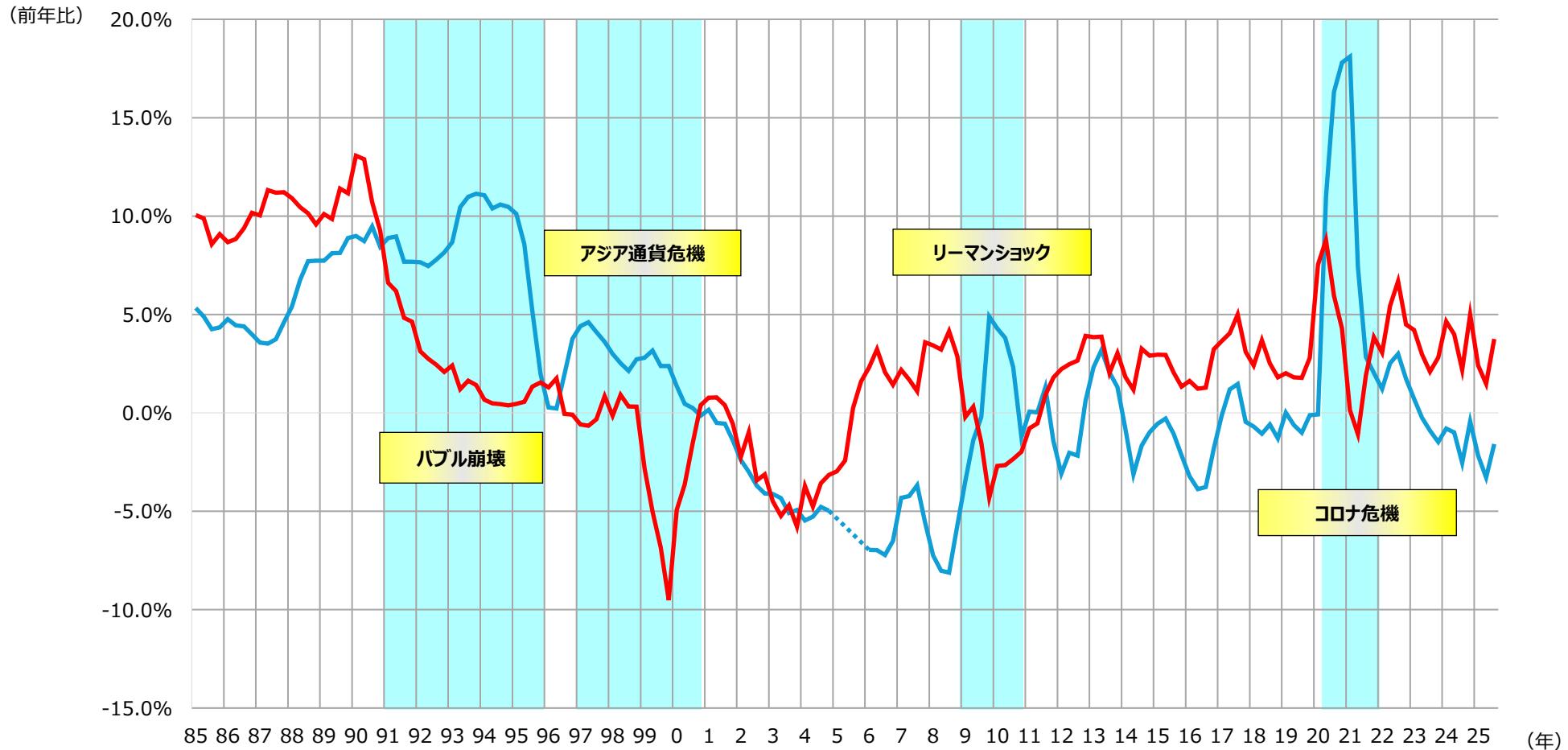
政策金融機関の現状と 政策金融に関する昨今・今後の取組について

令和8年1月
財務省大臣官房政策金融課

1. 政策金融機関の融資の状況等
2. 民間金融機関との連携に向けた取組
3. 令和7年度総合経済対策等を踏まえた政策金融機関の取組

政策金融機関と民間金融機関の貸出の伸び率

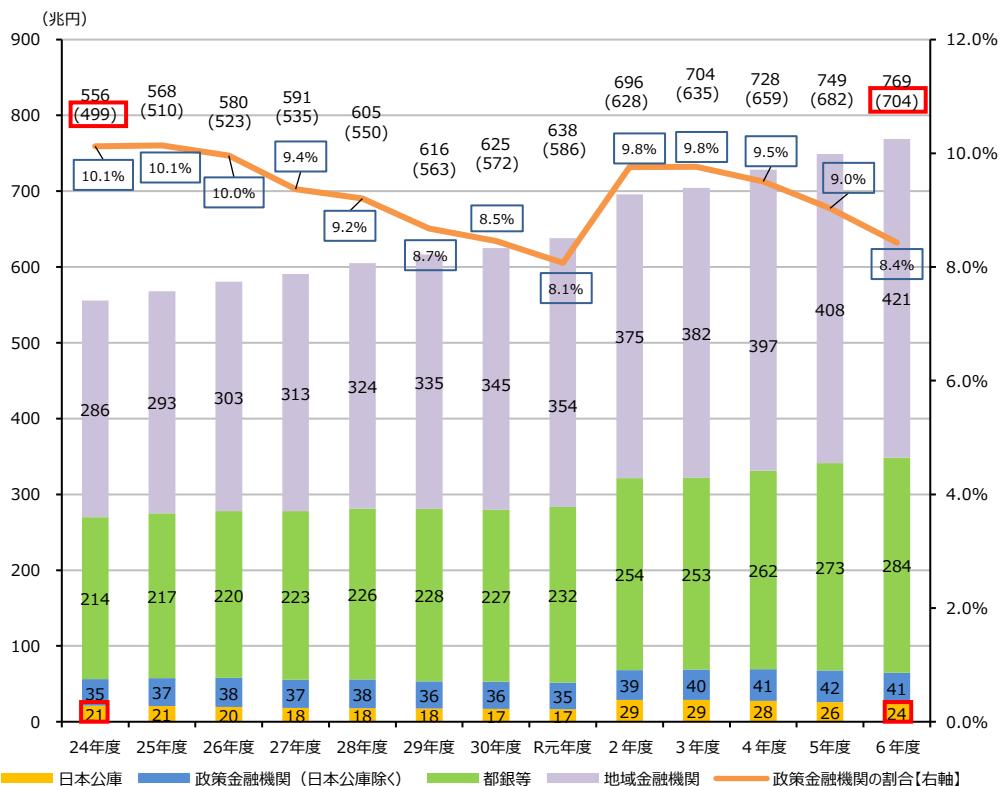
- 大規模な危機事態が発生した際には、民間金融機関の貸出が減少する一方、政策金融機関の貸出の伸び率が上昇する傾向があり、有事における政策金融の役割が示されている。
- 2020年頃に新型コロナウイルスの流行に伴い、政策金融機関の貸出が伸びるも、足下は落ち着きを見せる。



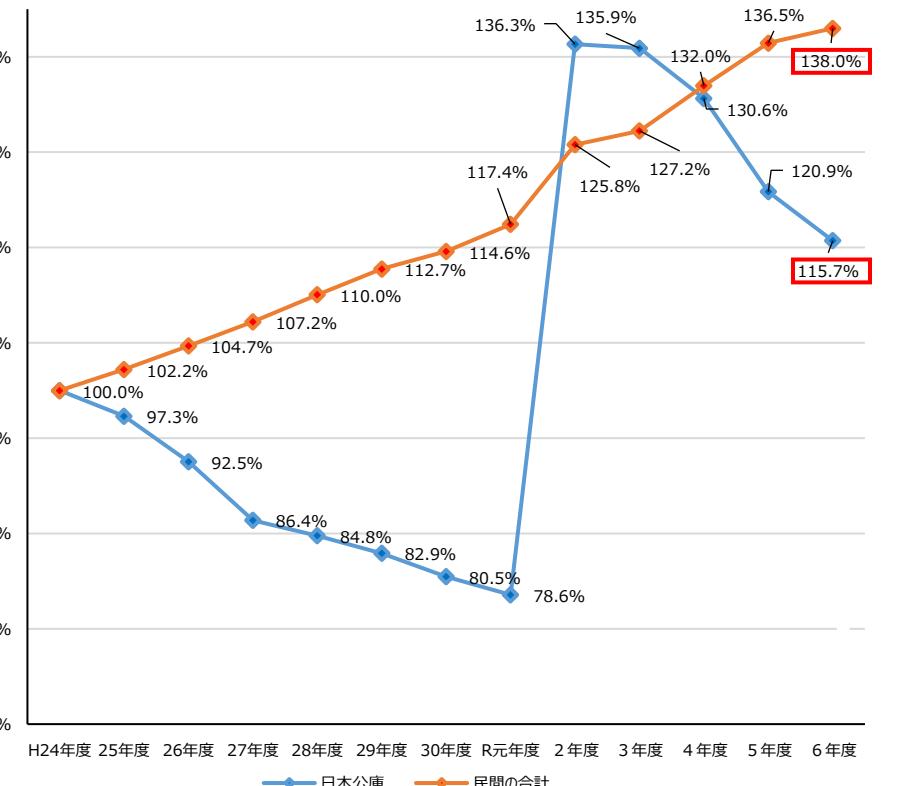
政策金融機関及び民間金融機関の貸出金残高（推移）

- 民間金融機関及び日本政策金融公庫の貸出金残高は、平成24年度から令和6年度で、それぞれ499兆円→704兆円（38.0%増）、21兆円→24兆円（15.7%増）と推移。

＜政策金融機関及び民間金融機関の貸出金残高（推移）＞



＜日本公庫と民間金融機関の貸出金残高の伸び率（24年度=100%）＞



（出所）各機関HP、全国銀行協会、全国地方銀行協会、全国第二地方銀行協会、信金中金 地域・中小企業研究所、全国信用組合中央協会

（注1）都銀等は、全国の銀行から地銀、第二地銀を除いたもの。地域金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組。政策金融機関は、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫。

（注2）国際協力銀行は、平成24年4月に設立されたが、平成24年度末の計数についても、国際協力銀行業務は日本政策金融公庫から除き、その他の政策金融機関に計上している。

（注3）日本公庫は、危機対応等円滑化業務を含むことから、指定金融機関である政投銀及び商工中金との間で当該業務について重複がある。

（注4）（）は、都銀等と地域金融機関の貸出金残高それぞれについて四捨五入したものの合計。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の概要

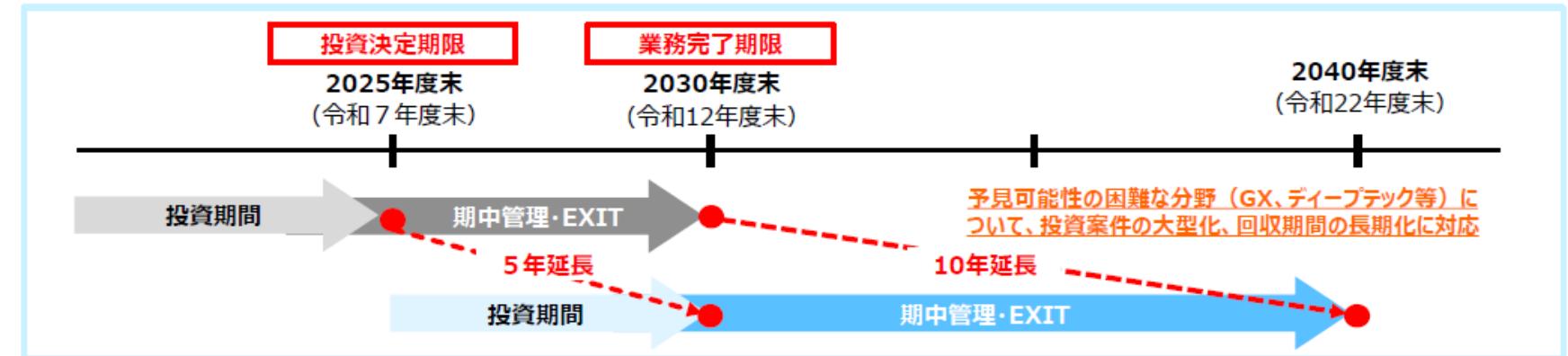
- 特定投資業務の投資決定期限が2025年度末に到来する中、特定投資業務の在り方について検討するため、有識者を交え、「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」を開催し、2024年12月にとりまとめを公表。
- 同とりまとめを踏まえ、2025年5月に以下の通りDBJ法の改正案が可決、成立。

とりまとめのポイント

- ✓ 我が国が「**競争力と投資が牽引する成長型経済**」に向けて重要な岐路に立つ中、従来に増してリスクマネー供給が極めて重要
- ✓ VCやPEファンドによるリスクマネー供給は足元の10年で大きく増加したが、諸外国と比べると未だ小規模
- ✓ 地域ではエクイティやメザニンに係るノウハウ、投資人材不足が課題
- ✓ GX（水素・アンモニア等）やディープテック分野（AI、量子コンピューター、宇宙等）は、研究開発等に**大規模な資金**が必要。また、社会実装等に長期間を要することから、**投資回収が10年程度に長期化する傾向**

法改正の概要

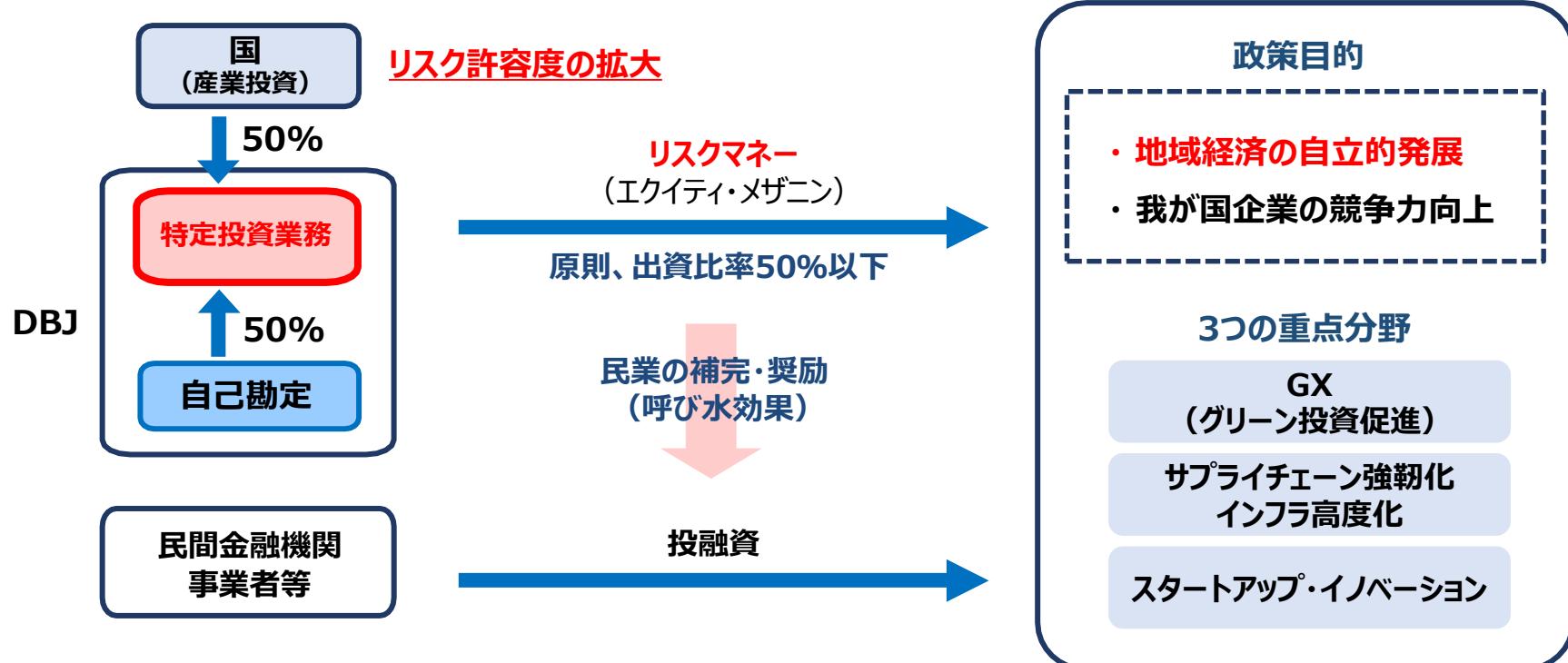
- ・ **投資決定期限を2030年度末まで5年延長**（附則第2条の12）
 - あわせて、特定投資業務に係る**政府の出資期限を2030年度末まで5年延長**（附則第2条の14）
- ・ **業務完了期限を2040年度末まで10年延長**（附則第2条の20）



日本政策投資銀行の特定投資業務について

- 我が国の成長資金供給市場が未成熟であるとの問題意識の下、2015年にDBJ法を改正し、**日本政策投資銀行に特定投資業務を創設**。**地域活性化**又は**我が国企業の競争力向上**の観点から、**民間による投融資を誘発**する形で、時限的・集中的に**リスクマネー**（エクイティ・メザニン（注1）といった資本性資金）**を供給**。財源の半分を国が負担することでリスク許容度を高めている。

（注1）メザニン資金とは、資本であるエクイティと負債であるシニアデットの中間に位置する優先株や劣後ローン等を指す。



1. 政策金融機関の融資の状況等
2. 民間金融機関との連携に向けた取組
3. 令和7年度総合経済対策等を踏まえた政策金融機関の取組

日本政策金融公庫の民間金融機関との連携①

- 日本公庫では、95%の金融機関と業務提携・協力に係る覚書を締結済。
- 令和6年度の協調融資実績は約1.2兆円。新たな危機認定事案も発生していないことに加え、コロナ特別貸付等の資金繰り支援策も終了しており、コロナ前と同水準の実績となっている。

○業務提携・協力にかかる覚書締結状況（令和7年3月末時点）

	都市銀行	地方銀行	第二 地方銀行	信用金庫	信用組合	小計	その他	合計
覚書締結機関数	4	59	35	249	84	431	54	485
(参考)								
全機関数	4	61	36	254	101	456	—	—
業態別締結割合(%)	100	97	97	98	83	95	—	—

(注) 信用組合の全金融機関数は、業域信用組合及び職域信用組合を除く。

(単位：件・億円)

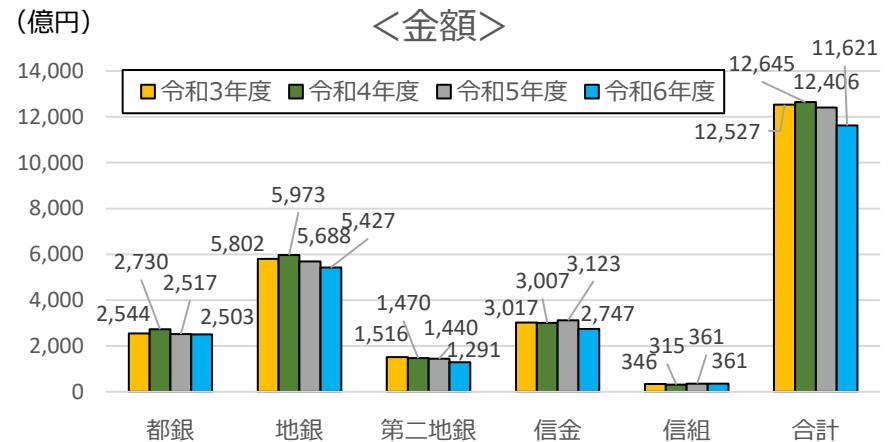
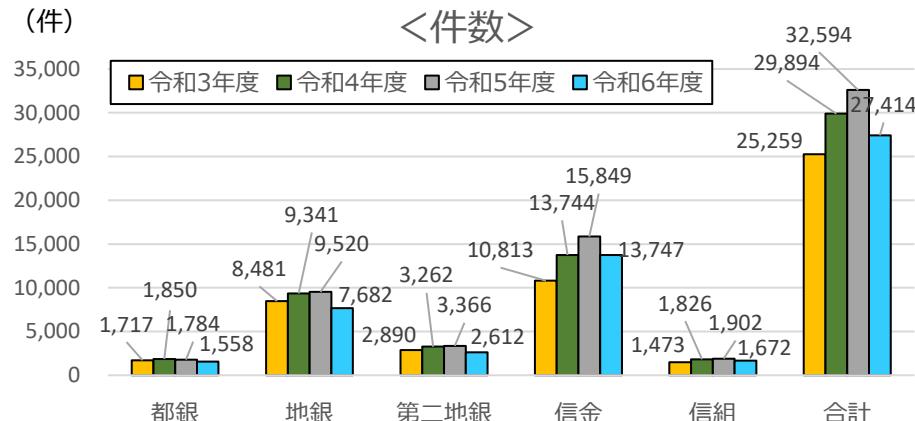
○協調融資実績（令和6年度）

	都市銀行	地方銀行	第二 地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計	
全体	件数	1,558	7,682	2,612	13,747	1,672	652	27,414
	金額 (億円)	2,503	5,427	1,291	2,747	361	490	11,621

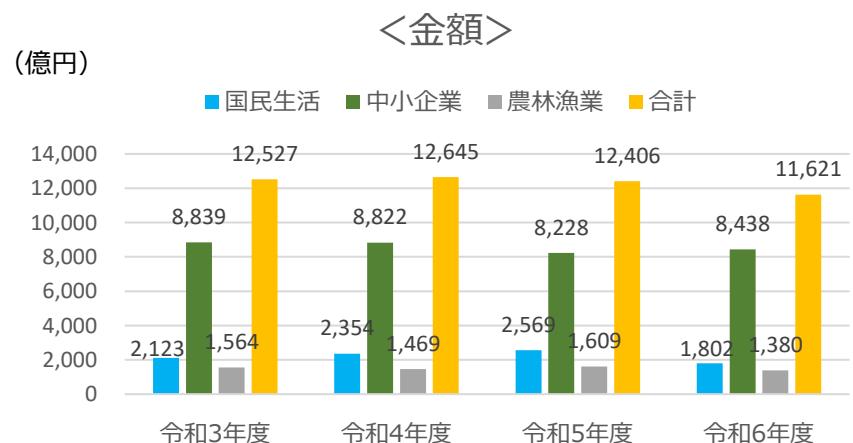
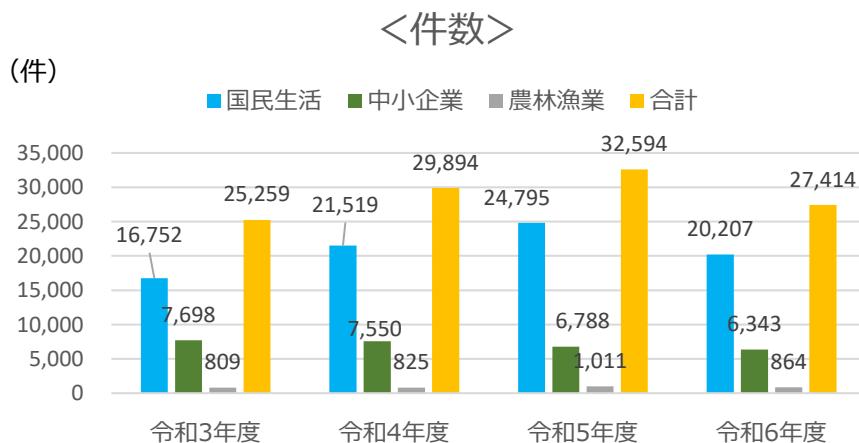
(注) 複数の民間金融機関と協調融資を行っている場合、内訳として表示している件数・金額については、それぞれの金融機関ごとに計上しているため、合計とは一致しない。

(参考) 日本政策金融公庫の民間金融機関との連携②

○協調融資の機関別実績



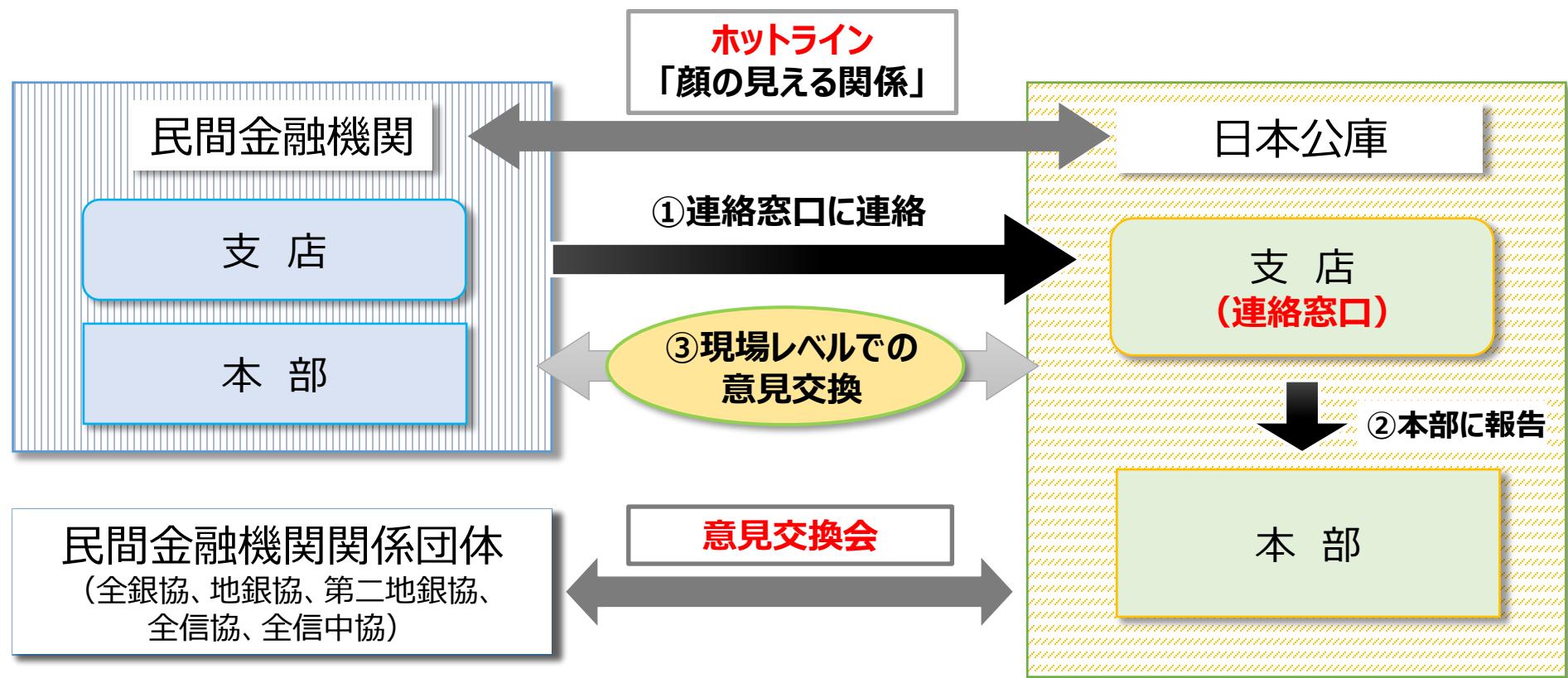
○協調融資の事業別実績推移



（出典）日本公庫提供資料を基に政策金融課作成

日本政策金融公庫における民間金融機関との連携・協調のための対話の促進

- 現場レベル（支店）でのコミュニケーションの充実を図る目的で、平成27年3月以降、政府系金融機関（日本公庫、沖縄公庫、商工中金）と民間金融機関との間に、「連絡窓口」を設置。
- 日本公庫では、平成30年度以降、お客さま紹介による協調融資の推進、現場レベルに加え役員レベルで「顔の見える関係（ホットライン）」を構築、民間金融機関関係団体（5団体）との意見交換会の開催等の取組みを実施している。
- これらの重層的な対話を促進することで、更なる連携・協調に向けた取組による民業補完を進め、地域経済の活性化を図る。



日本政策金融公庫における危機事象発生時の民間金融機関との業務連携

- 日本公庫は、深刻な感染症の拡大や近年頻発・激甚化している自然災害の発生、サイバー攻撃等、さまざまな危機事象の発生に備え、民間金融機関と「危機事象発生における業務連携」の覚書締結を推進している（覚書締結先数：令和7年9月末時点183先）。
- 「危機事象発生における業務連携の覚書」を締結し、事前に危機事象発生時における連携方針を定めておくことで、切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、引き続き早期の事業者支援・災害復旧に貢献していく。

◆覚書の締結により期待される効果

➢ 切れ目のない金融サービスの提供を実現

- 事前に連携方針を決めておくことで、危機事象発生時においても、地域の事業者へ切れ目のない金融サービスを提供できる体制を整備。

➢ 早期の事業者支援・災害復旧に貢献

- 危機事象発生直後から、「各々が持つ金融支援機能を最大限に発揮した事業者への迅速な資金繰り支援」や「被災情報の共有」等に取り組むことで、早期の事業者支援・災害復旧に寄与。



危機事象発生

民間金融機関



日本公庫

地域の事業者へ切れ目のない金融サービスを提供

双方の強みを活かし、事業者への迅速な資金繰り支援を実施



◆覚書の発出例

広島銀行 JFC 日本政策金融公庫

2023年7月28日
株式会社 広島銀行
日本政策金融公庫
広島支店

「大規模災害時等における業務連携に関する覚書」を締結

~店舗立地を踏まえ、通常業務継続のための体制を独自に整備~

株式会社広島銀行（取締 清水 一男）と株式会社日本政策金融公庫（以下：日本公庫）広島支店（支店長 沢藤 卓也）は、「大規模災害時等における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業務連携の背景・目的

広島県が台風や豪雨による水害の発生リスクが高い地域であることを踏まえ、大規模災害時等（注）においても民間金融機関が連携することで、地域の事業者に向けた通常どおり金融サービスの提供を継続できるよう体制を整備することを目的としています。

大規模災害等が発生した場合、店舗の臨時休業を余儀なくされるなど、通常業務が継続できない事態が想定されます。その結果、地域の事業者に対する金融サービスの提供が得る可能性があることから、そうした想定を踏まえたための業務連携体制の向上が課題となっていました。

そこで、「ひきこもホールディングス本社」と日本公庫広島支店が連携して往來が出来ない事態（注）また、「ひきこもホールディングス本社」と日本公庫広島支店に多数の支店を有していることから、それらは日本公庫の広島県内支店（広島、尾道、福山、呉の各支店）と比較的近くのことから、大規模災害時等における業務連携体制の向上に向けた共同金融機関の連携に関する覚書を締結いたしました。

（注）水害、地震、津波、火災、紛争、感染症の拡大等、地域経済に影響を及ぼす災害時等をいいます。

2. 業務連携の内容

- （1） 小・中規模事業者に対する円滑な金融支援機能およびコンサルティング機能の発揮ならびに必要な情報提供、双方の事業者等の紹介
- （2） 顧客の緊急避難先として相手の建物への避難
- （3） 支店が機能不全に陥った場合における一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用
- （4） その他大規模災害時等に必要となる連携

3. 締結日

2023年7月28日（金）

岩手銀行 NEWS RELEASE

2025年7月16日

株式会社 岩手銀行

日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携の覚書」の締結について

岩手銀行（頭取 岩山 徹）と株式会社日本政策金融公庫（以下、日本公庫）盛岡支店（支店長 兼農林事業統括 早川 博明）は、「危機事象発生における業務連携の覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や感染症の発生、サイバー攻撃等、さまざまな危機事象の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機事象発生時ににおいても、地域の事業者へ切れ目のない金融サービスを提供できる体制を整備し、危機事象発生直後から、「各々が持つ金融支援機能を最大限に発揮した事業者への迅速な金融支援」や「被災情報の共有」等に取組むことで、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

また、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態も想定されることから、事業者の支援のみならず、当行本店と日本公庫の各支店（盛岡支店、一関支店、八戸支店）での一時的な施設の相互利用も連携事項の内容に加えられ、業務継続体制の向上を図りながら、危機事象発生後も迅速な金融支援機能を発揮してまいります。

2. 業務連携の内容

- （1） 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （2） コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方の事業者等の紹介
- （3） 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- （4） 行員の緊急避難先として、相手の建物への避難
- （5） 被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用
- （6） その他危機事象発生時に必要となる連携

3. 締結日

2025年7月16日（水）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

営業戦略部 法人企画 梁田、佐々木 電話：019-623-1111

日本政策投資銀行による特定投資業務の地域における取組強化について（地域伴走支援強化策）

- これまで特定投資業務は地域の自立的発展を促進するため、地域金融機関との連携・協働等に注力してきたところ。そうした中、令和6年に開催した(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会では、
 - ・地域では小規模・長期の案件が多く、大手金融機関等が手を出しづらい中、資本性資金の担い手が不足している
 - ・地域金融機関において、融資とは異なるノウハウが求められるメザニンやエクイティの供給に係る人材が不足している
 - ・地域における特定投資業務の浸透は未だ道半ば
- といった地域における成長資金供給の課題等についてご指摘があったほか、地方創生2.0基本構想（令和7年6月閣議決定）においても「地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押し」することとされている。
- こうしたことを踏まえ、令和7年6月、特定投資業務の実施にあたりDBJが従うべき特定投資指針を改正し、下記の①から③に定める施策（地域伴走支援強化策）の実施を通じ、**地域経済の自立的発展に資する事業等に対する成長資金供給に一層努めることとした。**
(参考) 特定投資業務の地域活性化案件の累計決定実績は70件1,836億円、地域金融機関と創設した共同ファンドは18件、共同ファンドから出資された地域活性化案件は101件237億円。（2025年3月末時点）

地域伴走支援強化策

①地域の自治体や地域金融機関等と地域の社会課題への認識を共有し、その解決に向けて協働すること

- 地域課題に関するレポート発行
- 自治体・地域金融機関等との意見交換 等

②地域における成長資金の担い手を育成し、今後の投資拡大を後押しするために、積極的に地域の金融機関にノウハウを提供すること

- 地域金融機関等との更なる投融資の協調、共同ファンド設立
- 地域金融機関等への投資関連研修・勉強会の実施 等

③同じような課題を持った地域に課題解決に資する案件を横展開するため、積極的に各種媒体で情報発信を行うこと

- HP・広報誌・新聞記事等の媒体活用
- 地域金融機関・経済団体向けのセミナー開催 等

（参考1）株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

（特定投資業務）附則第二条の十二

2 (…)「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、**地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化**又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるもの (…)をいう。

（参考2）特定投資指針（令和6年財務省告示第53号）

二（2）① 特定投資業務による資金供給が満たすべき事項

ア：まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第二条に規定する基本理念を踏まえ、地域の特性を生かした事業活動を推進し、これによって、まち・ひと・しごと創生（同法第一条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に寄与し、**地域経済の自立的発展に資するものであること。**

（参考3）地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

…地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、企業の自主的な取組を促す必要がある。そのため、（中略）**政策金融の活用**や、**地方公共団体と金融機関の連携を促進**しながら、（中略）**地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押し**する…

日本政策投資銀行による「財務省・DBJ『地方創生』推進セミナー」の開催について

- 6月23日に地域伴走支援強化策を定めた告示改正に合わせて、DBJ・九州財務局・鹿児島財務事務所の共催にて、鹿児島市で「財務省・DBJ『地方創生』推進セミナー」を開催。
 - 県内経済界・自治体等から講演者・パネリストを招き、現地・オンライン合わせて約120名が参加し、
 - ・自治体や地域金融機関を交えて、地域経済や人的な課題認識を共有し、
 - ・地方創生に向けた金融の役割について紹介しつつ、産官学のパネリストを交えて、地域での連携・協働について議論した。
 - 今後も、DBJにおいて、地域の関係者等との連携を深化していく予定。

基調講演者（講演順・敬称略）

福留一郎 株式会社九州経済研究所
執行役員経済調査部長

小林潤司 鹿児島国際大学 学長

原田文代 株式会社日本政策投資銀行
常務執行役員

パネリスト（敬称略）

上記講演者に加え、

下鶴隆央 鹿児島市長

北村貴志 鹿児島県商工労働水産部長

津曲貞利 鹿児島経済同友会 特別幹事

島丸陽一 株式会社鹿児島銀行 常務取締役

閨会搥拶 (敬称略)

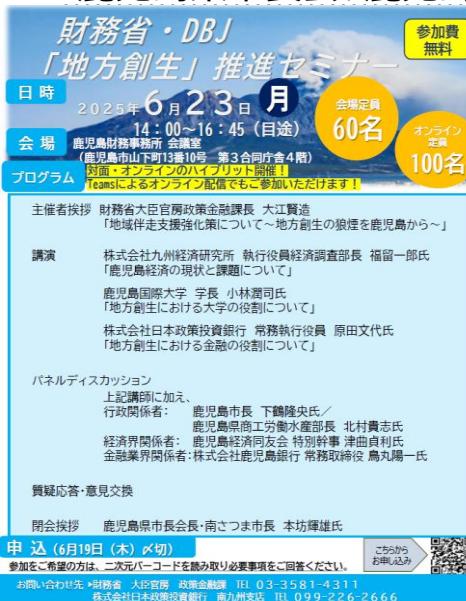
本坊輝雄 鹿児島県市長会長
南さつま市長

共催

財務省、株式会社日本政策投資銀行、九州財務局

後援

株式会社九州経済研究所、鹿児島国際大学、
鹿児島経済同友会、株式会社鹿児島銀行、
鹿児島県市長会、鹿児島県町村会



令和7年6月24日(火) 南日本新聞 経済 8面

「ハフオーメー...
や環境対策を
支援したい」わ
けだ。

日本政策投資銀行における民間金融機関との協調の徹底

- 平成27年5月の日本政策投資銀行法の改正を受け、民間金融機関との協調の徹底のため、外部の有識者による助言機関として設置していた「アドバイザリー・ボード」を取締役会の諮問機関へと変更し、適正な競争関係の確保を諮問事項として追加したほか、民間金融機関との定期的な意見交換会を実施。
- 民間金融機関との意見交換の結果をアドバイザリー・ボード、モニタリング・ボードに報告し、適正な競争関係確保の状況等について評価頂いた上で、結果を業務運営に反映させるという仕組みを構築。

業務運営（事業計画・事業報告書等）へ反映

議論を反映

アドバイザリー・ボード

- DBJ業務全般の適正な競争関係確保の状況等を評価
- 原則年2回を想定

秋池玲子	ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表
秋野哲也	常陽銀行取締役頭取（代表取締役）
井手博	IHI代表取締役社長 最高経営責任者
國部毅	SMFG特別顧問
齋木尚子	外務省参与
進藤孝生	日本製鉄相談役
原田一之	京浜急行電鉄取締役会長（代表取締役）

特定投資業務モニタリング・ボード

- 特定投資業務の適正な実施を評価
- 原則年2回を想定

秋野哲也	常陽銀行取締役頭取（代表取締役）
遠藤信博	日本電気特別顧問
國部毅	SMFG特別顧問
田代桂子	大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長
辻松雄	全国銀行協会副会長兼専務理事
津曲貞利	日本ガス代表取締役社長

議論を反映

- 定期意見交換会 など（それぞれ年2回程度を想定）
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との間の定期意見交換会
 - 地域金融機関との個別の意見交換

議論を反映

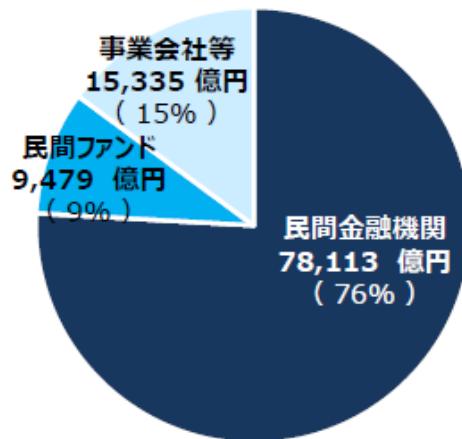
日本政策投資銀行による民間との協調投融資額

- 2025年9月末時点における、特定投資業務の累計出融資実行額は1兆4,405億円。それに対する民間との協調投融資額*のうちリスクマネーの金額は、DBJの投融資実行額の4.2倍にあたる、6兆285億円となった。

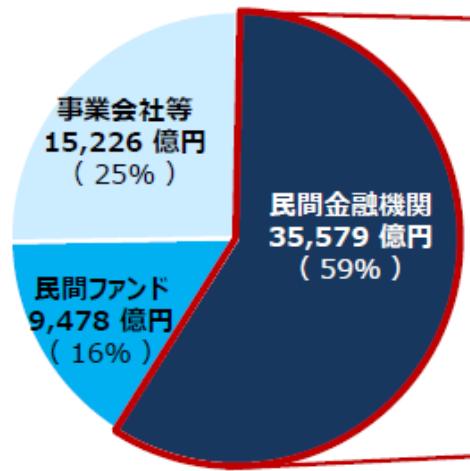
(単位：億円)

	民間との 協調投融資額 (A+B)			当行実行額 (C)	倍率	
		うち、リスクマネー(A)	うち、シニアローン(B)		A/C	(A+B)/C
2024/3末	69,701	45,951	23,750	11,246	4.1	6.2
2025/3末	79,980	51,051	28,928	12,969	3.9	6.2
2025/9末	102,928	60,285	42,642	14,405	4.2	7.1

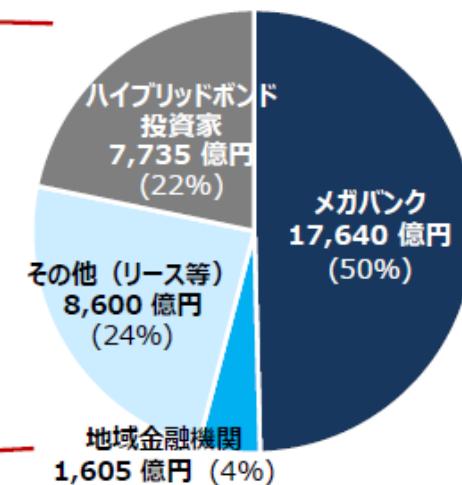
民間との協調投融資額
(シニアローン含む) (A+B)



民間との協調投融資額
(リスクマネーのみ) (A)



民間金融機関の内訳



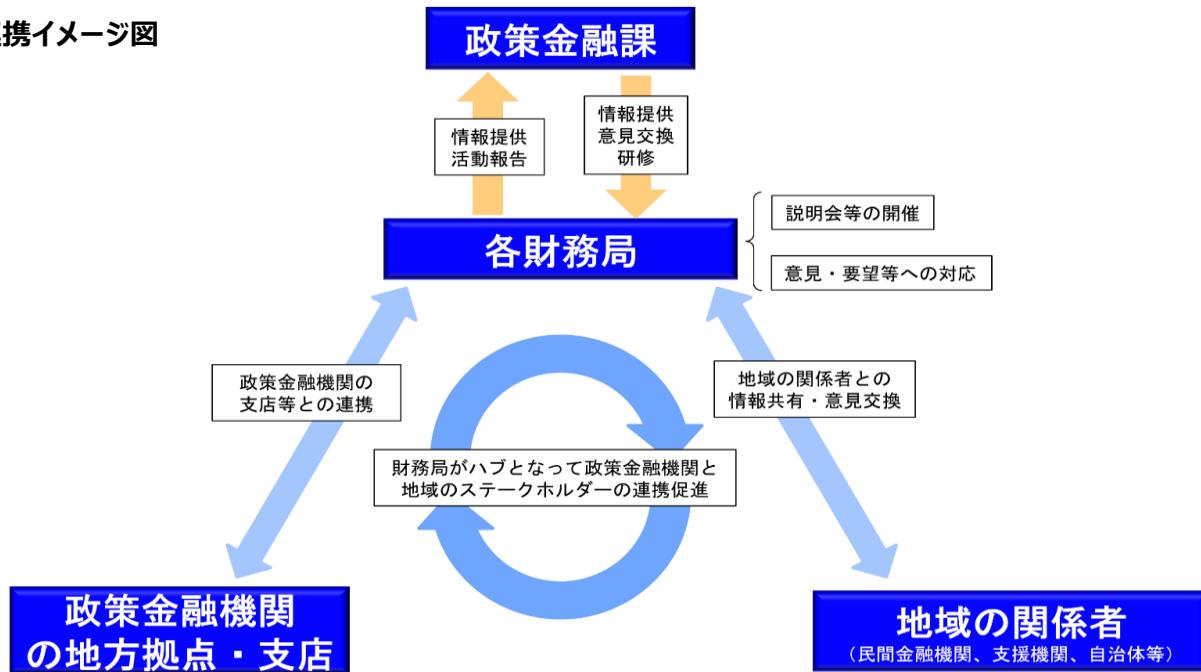
*官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会（議長：内閣官房副長官）にて集計している“誘発された民間投融資額”を指し、当行が投資資金を投入したプロジェクトに対して“同じタイミング”で協調投融資した民間投融資額を集計



官民金融機関の協働促進のための財務局の取組

- まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）を契機として、地域における官民金融機関の協働を促進するため、各財務局（理財課等）に政策金融担当の定員を措置するとともに、財務局における政策金融機関との連携業務の内容を定めた「事務指針」を策定しているところ。
- 令和7年6月には、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日）等も踏まえ事務指針の改正を実施。引き続き、管内の政策金融機関の地域拠点・支店と連携しつつ、地域の関係者（民間金融機関、支援機関、自治体等）との情報共有・意見交換に加え、地方における投融資の促進をすべく、政策金融機関の地域における取組を支援することが望ましいとされた。

◆連携イメージ図



【参考】「地方創生2.0 基本構想」
(令和7年6月13日閣議決定) (抄)

4. 各主体が果たす役割

(1) 国の役割

- ④ 財政・金融による支援等
地域が自律的に成長していくためには、暮らしやすさや地域の魅力を高めて人材や資金を呼び込むことが不可欠である。
(略) さらに、地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、企業の自主的な取組を促す必要がある。そのため、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図るとともに、政策金融の活用や、地方公共団体と金融機関の連携を促進しながら、(略) 地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。

6. 政策パッケージ

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

- ② i. 地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化
地域経済の更なる成長に向け、地域金融が地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能を発揮することが重要であり、(略) あわせて、金融・資産運用特区の活用や周知の強化も通じた内外からの資金の呼び込みを図るとともに、地方公共団体、金融機関、政府系金融機関、企業等の連携を通じたエコシステム形成を促進する。

◆事務指針の主な改正内容

- ✓ I.の2. 財務局における政策金融機関との連携業務の経緯及び目的
「財務局においても、融資のみならず、投資の促進に向けて、引き続き、幅広い地域の関係者と協力・連携しながら、政策金融機関の地域における取組を支援していくことが望ましい」
- ✓ II.の5. 政策金融機関が開催する説明会等への開催支援
(3) 説明会等のテーマ例
「⑦エクイティ・メザニンといったリスクマネーを活用した事業者支援」

1. 政策金融機関の融資の状況等
2. 民間金融機関との連携に向けた取組
3. 令和7年度総合経済対策等を踏まえた政策金融機関の取組

「『強い経済』を実現する総合経済対策」（抜粋）（令和7年11月21日閣議決定）

- 令和7年11月21日、成長型経済への移行を実現するために、「『強い経済』を実現する総合経済対策」を閣議決定。
- 政策金融課主管の政府系金融機関においては、米国関税等により影響を受ける中小企業の資金繰り支援や、戦略分野への官民連携投資の促進等を重点的に行うこととしており、主な支援は以下のとおり。

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

（2）価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

中小企業が成長に向けた事業の立て直しや投資を行えるよう、資金調達の円滑化と金融規律の強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。

※施策例…日本政策金融公庫等による資金繰り支援

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

1. 経済安全保障の強化

（1）戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化

（A I・半導体、造船、量子、フュージョン、バイオ、航空、宇宙 等）

戦略分野への官民投資や重要物資のサプライチェーン強化を資金面で支援するため、政策金融機関（…）も活用して、国内（…）における危機管理投資と成長投資を促進する。

※施策例…株式会社日本政策投資銀行による「戦略分野への支援・地域の基幹産業の活性化等」のための資金供給

第3節 防衛力と外交力の強化

2. 米国関税への対応

（2）関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等

米国関税の影響を受ける中小企業への資金繰り等の支援に万全を期すため、日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付について、利用要件緩和に加え米国関税の影響により売上高又は利益率が5%以上減少した事業者に対して、一定の金利引下げを行う等の措置を実施する。

※施策例…日本政策金融公庫等による資金繰り支援

「『強い経済』を実現する総合経済対策」を踏まえた官民金融機関による事業者支援の徹底等について (令和7年11月27日)

- 令和7年11月27日、物価高や人手不足に加え、米国の関税措置の影響等により依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する中、このような足下の経営環境の変化を踏まえた事業者の資金調達の円滑化が求められていることを踏まえ、政府より、官民金融機関等に対して事業者支援の徹底等を要請した。
- 以下において、日本政策金融公庫等に関連する主な内容を抜粋。

1. 資金繰り支援、条件変更・借換えに係る対応

- 融資判断に当たっては、それぞれの事業者の原課の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策実施見込み等も踏まえ経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。
- 日本政策金融公庫等においては、事業者の実情に応じて、今後金利引き下げを予定している「セーフティネット貸付（米国関税対策）」等の施策も活用すること。

3. 個別の実情に応じた事業者支援

- 金融機関においては、事業者の抱える経営課題への対応を先送りせず、一步先を見据えた早期の事業者支援に取り組むことが重要であり、引き続き、他の金融機関や中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の支援機関等といった関係者間での連携の下、個別の実情に応じたきめ細やかな事業者支援に取り組むこと。

6. その他政策課題への対応

- 自然災害等の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人の生活や個人事業主の事業の再建に向けては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用も含め、被災した個人や個人事業主に寄り添った支援に努めるとともに、事業者の資金繰り支援に際しては、「セーフティネット保証4号」等の信用保証制度や、日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」、「能登半島地震復興支援ファンド」等の施策も活用しつつ、きめ細かい対応に努めること。

日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

- 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

対象要件：以下のいずれかに該当する方

- ① 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し 5 %以上減少
 - ② 最近 3 ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて 5 %以上減少
 - ③ 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化
 - ④ 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化
 - ⑤ 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれがある※ 1
- （※ 1）大型倒産や予期せぬ事件・事故の発生により「特別相談窓口」が設置された場合には⑤が適用され、「売上高が 5 %以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象となる。
- ⑥ 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている
 - ⑦ 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している
 - ⑧ 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が 15 年以上である方

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：（中小企業事業） 7 億 2 , 0 0 0 万円
(国民生活事業) 4 , 8 0 0 万円

貸付期間：設備資金 1 5 年以内、運転資金 8 年以内

据置期間：3 年以内

貸付利率：基準利率※ 2

- ①原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受け売上高総利益率または売上高営業利益率が 5 %以上減少した事業者
②ALPS処理水の処分に係る影響を受け売上高が 5 %以上減少した事業者
③米国自動車関税措置の影響を受け売上高総利益率または売上高営業利益率もしくは売上高が 5 %以上減少した事業者に対する金利 0 . 4 %引下げ。

（※ 2）中小企業事業 2 . 3 0 %、国民生活事業 3 . 0 0 %
(令和 8 年 1 月 5 日現在、貸付期間 5 年以内の標準的利率。実際の適用利率は貸付期間、担保の有無や信用リスク等により異なる)

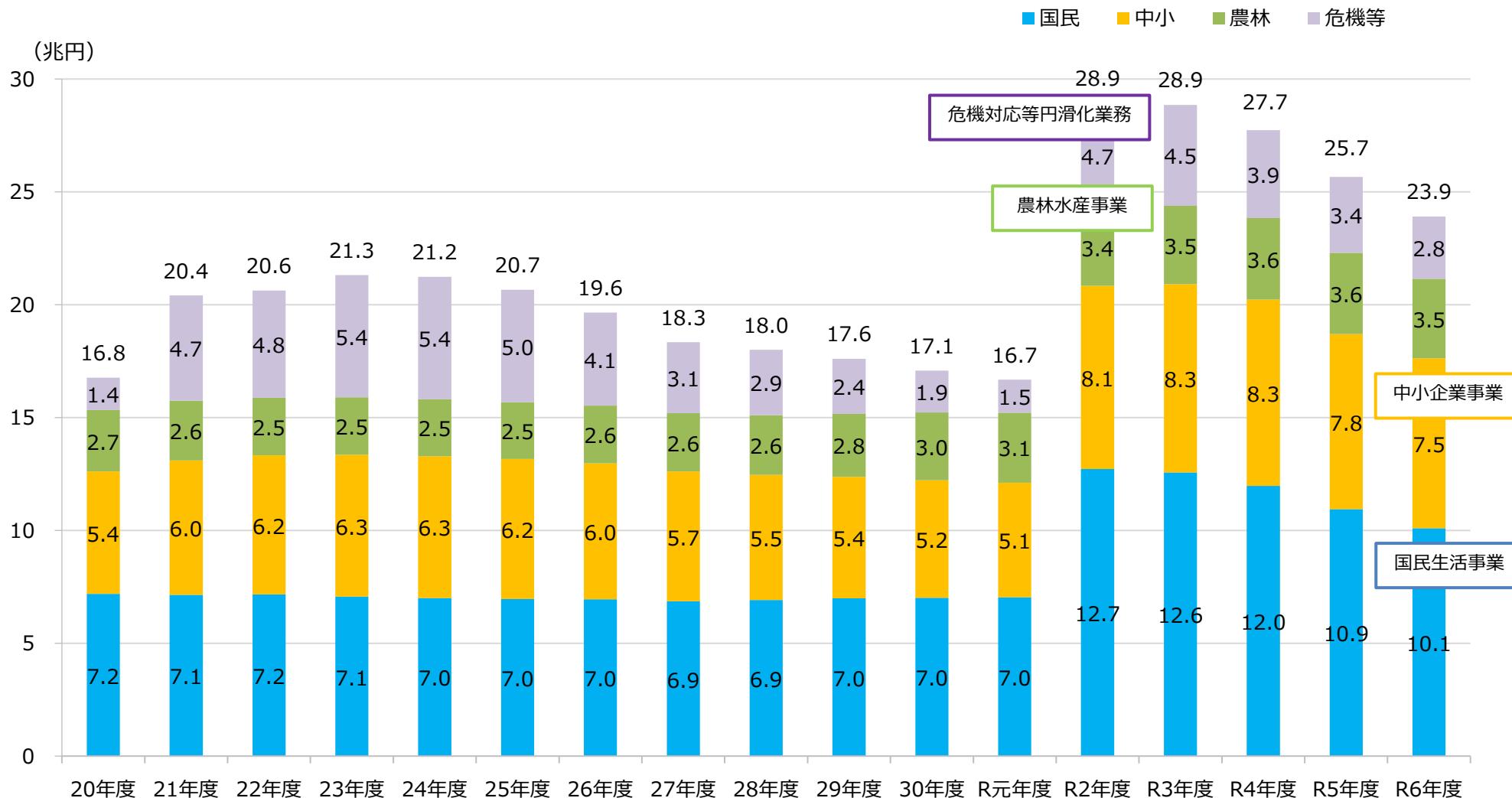
○特別相談窓口設置例

- ・ 米国自動車関税措置等（2025年4月）
- ・ ALPS処理水の処分（2023年8月）
- ・ ウクライナ情勢・原油価格上昇（2022年2月）
- ・ 新型コロナウィルス感染症（2020年2月）

參考資料

政策金融機関の貸出金残高の推移①（日本政策金融公庫）

事業別貸出残高推移

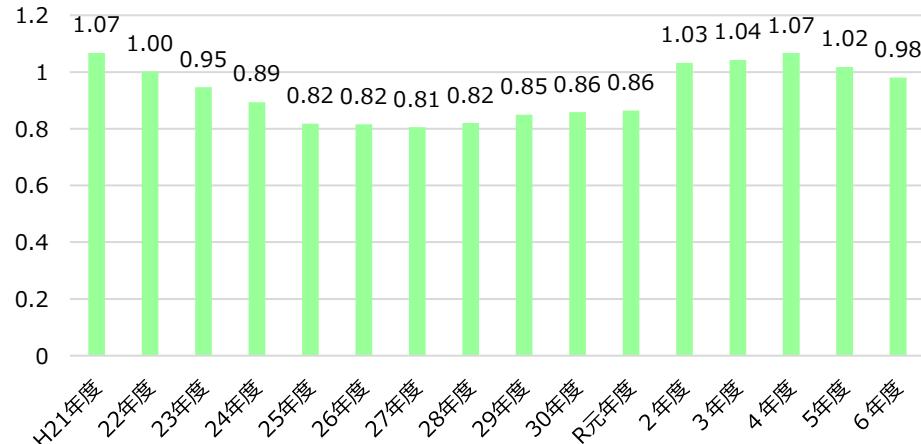


(注) 国際協力銀行（平成23年度まで日本政策金融公庫の一部）の貸出を除く。

政策金融機関の貸出金残高の推移②

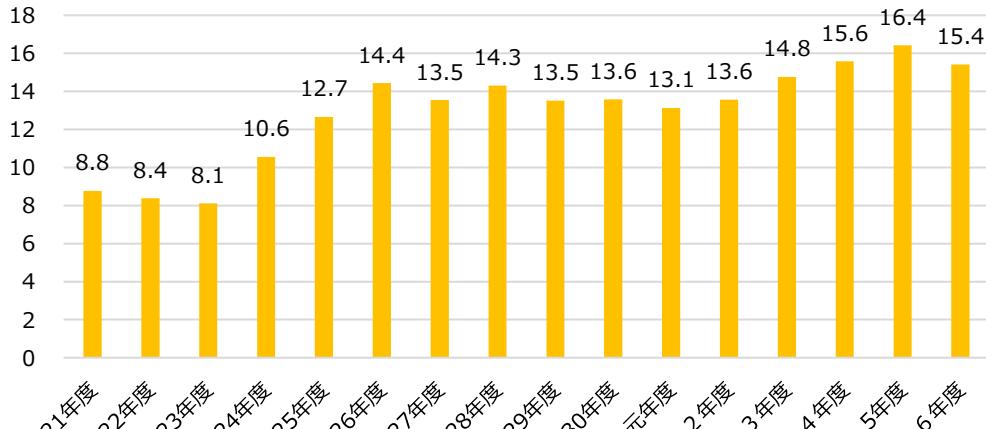
(兆円)

沖縄振興開発金融公庫



(兆円)

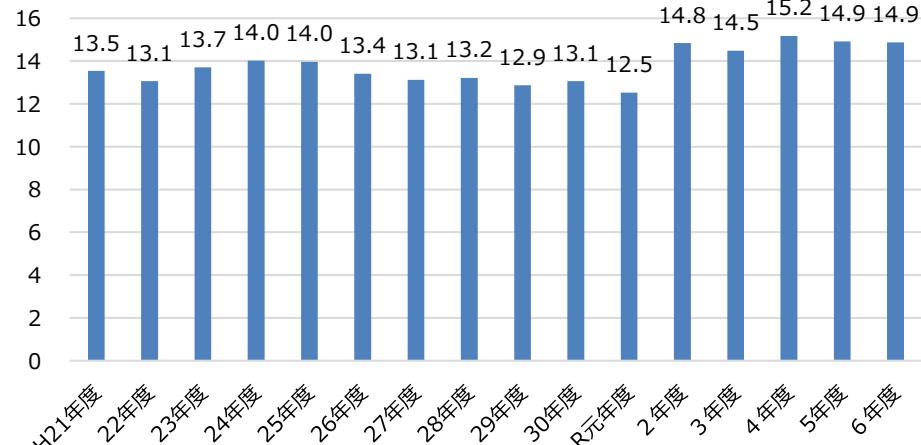
国際協力銀行



(注) 平成23年度までは日本政策金融公庫の一部。

(兆円)

日本政策投資銀行



(兆円)

商工組合中央金庫

